

A

令和 4年 9月 6日提出

第 3 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 82 号議案	令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
第 83 号議案	令和 4 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 84 号議案	令和 4 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 85 号議案	令和 4 年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 86 号議案	令和 4 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 87 号議案	浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	5
第 88 号議案	浜松市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	13
第 89 号議案	浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	87
第 90 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	95
第 91 号議案	浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について	99
第 92 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について	101
第 93 号議案	浜松市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	105
第 94 号議案	あらたに生じた土地の確認について	109
第 95 号議案	字の区域の変更について	111
第 96 号議案	物品購入契約締結について （消防ポンプ自動車（CD-I 型）2 台）	113
第 97 号議案	物品購入契約締結について （消防ポンプ自動車（CD-I 型C A F S）2 台）	115
第 98 号議案	物品購入契約締結について （支援車（II 型））	117
第 99 号議案	物品購入契約締結について （高規格救急自動車 4 台）	119
第 100 号議案	物品購入契約締結について （小型動力ポンプ付積載車 4 台）	121

第 101 号議案	市道路線認定について	別冊
第 102 号議案	市道路線廃止について	別冊
第 103 号議案	市道路線変更について	別冊
第 104 号議案	令和 3 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	123
第 105 号議案	令和 3 年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	125
第 106 号議案	令和 3 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	127
認 第 1 号	令和 3 年度浜松市病院事業会計決算	別冊
認 第 2 号	令和 3 年度浜松市水道事業会計決算	別冊
認 第 3 号	令和 3 年度浜松市下水道事業会計決算	別冊
報 第 17 号	専決処分の報告	129
報 第 18 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和 3 年度決算について	別冊
報 第 19 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和 3 年度決算について	別冊
報 第 20 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和 3 年度決算について	別冊
報 第 21 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和 3 年度決算について	別冊
報 第 22 号	株式会社なゆた浜北の令和 3 年度決算について	別冊
報 第 23 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和 3 年度 決算について	別冊
監報第 12 号	随時監査の結果に関する報告について	別冊
監報第 13 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 87 号 議 案

令和 4年 9月 6日 提 出

浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年浜松市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当</p>

該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成

該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成

を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区又は選挙の行われる区域（以下「選挙区等」という。）におけるポスター掲示場（浜松市議会議員及び浜松市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和61年浜松市条例第54号）に基づき設置されたポスターの掲示場をいう。以下同じ。）の数に1.2を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場

を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区又は選挙の行われる区域（以下「選挙区等」という。）におけるポスター掲示場（浜松市議会議員及び浜松市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和61年浜松市条例第54号）に基づき設置されたポスターの掲示場をいう。以下同じ。）の数に1.2を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場

<p>の数が500を超える場合 <u>26万2,530円と27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>の数が500を超える場合 <u>27万655円と28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年浜松市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数(浜松市議会議員又は浜松市長の選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の6第1項の表法第142条第1項第5号のビラの数)の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分及び再選挙の種類に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。)の範囲内のものであることにつき、市委員会が定</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数(浜松市議会議員又は浜松市長の選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の6第1項の表法第142条第1項第5号のビラの数)の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分及び再選挙の種類に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。)の範囲内のものであることにつき、市委員会が定</p>

めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 浜松市議会議員の選挙の場合又は浜松市長の選挙であって当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭

(2) 浜松市長の選挙であって、当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 37万5,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 浜松市議会議員の選挙の場合又は浜松市長の選挙であって当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭

(2) 浜松市長の選挙であって、当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第2条の規定による改正後の浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(以下これらを「新条例」という。)の規定は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号)の施行の日以後その期日を告示される浜松市議会議員及び浜松市長の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された浜松市議会議員及び浜松市長の選挙については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第2条の規定による改正前の浜松市議会議員及び浜松市長の選

挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定に基づいて支払われた公費は、新条例の規定による公費の内払とみなす。

第 88 号 議 案

令和 4年 9月 6日 提 出

浜松市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(浜松市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市職員の定年等に関する条例(昭和58年浜松市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>60歳</u>とする。ただし、<u>医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、65歳とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条―第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第13条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>65歳</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p>

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じ

- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 (略)

ること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関す

る制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講じるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号。以下「給与条例」という。)第18条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員の職

(2) 浜松市教育職員の給与に関する条例(平成29年浜松市条例第34号。以下「教育職員給与条例」という。)第29条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員の職

(3) 浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年浜松市条例第53号)第4条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の職

(4) 給与条例別表第1の行政職給料表における職務の級が5級である職(第1号に掲げる職を除く。)

(5) 教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表における職務の級が特2級及び3級である職(第2号に掲げる職を除く。)

(6) 教育職員給与条例別表第2の高等学校

等教育職給料表における職務の級が3級である職（第2号に掲げる職を除く。）

(7) 浜松市上下水道部職員の給与に関する規程(昭和41年浜松市公営企業局管理規程第13号)別表第1の企業職給料表(1)における職務の級が5級である職(第3号に掲げる職を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、60歳とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える

管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする
こと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務

の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこ

の項の規定により延長された期間を含む。)
が延長された管理監督職を占める職員につ
いて前項に規定する事由が引き続きあると
認めるときは、人事委員会の承認を得て、延
長された当該異動期間の末日の翌日から起
算して1年を超えない期間内で延長された
当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動
期間を延長する場合及び同条第3項の規定
により他の管理監督職に降任等をする場合
には、あらかじめ職員の同意を得なければな
らない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措
置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異
動期間を延長した場合において、当該異動期
間の末日の到来前に当該異動期間の延長の
事由が消滅したときは、他の職への降任等を
するものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、60歳に達した日以後
に退職(臨時的に任用される職員その他の法
律により任期を定めて任用される職員及び
非常勤職員が退職する場合を除く。)をした
者(以下この条において「60歳以上退職者」
という。)を、従前の勤務実績等に基づく選
考により、短時間勤務の職(当該職を占める
職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常
時勤務を要する職でその職務が当該短時間
勤務の職と同種の職を占める職員の1週間
当たりの通常の勤務時間に比し短い時間で

附 則

(旧県費負担職員に係る経過措置)

- 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。以下「整備法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（以下「整備法施行日」という。）の前日において、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）又は静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）の規定の適用を受けていた者で、整備法附則第1条第4号に掲げる規定の施行に伴い、整備法施行日に浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）又は浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の規定の適用を受ける職員となるものその他これに準じると教育委員会が認める者について、整備法施行日前に静岡県職員の定年等

ある職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、60歳以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（委任）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(旧県費負担職員に係る経過措置)

- 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。以下「整備法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（以下「整備法施行日」という。）の前日において、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）又は静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）の規定の適用を受けていた者で、整備法附則第1条第4号に掲げる規定の施行に伴い、整備法施行日に給与条例又は教育職員給与条例の規定の適用を受ける職員となるものその他これに準じると教育委員会が認める者について、整備法施行日前に静岡県職員の定年等に関する条例（昭和59年静岡県条例第6号）の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当

に関する条例（昭和59年静岡県条例第6号）の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

規定によりされたものとみなす。

（定年に関する経過措置）

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61歳</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62歳</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63歳</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64歳</u>

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第 号）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員の定年については、前項の規定にかかわらず、65歳とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が60歳に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなか

った者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供した上で、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 浜松市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年浜松市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）<u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）</u></p> <p>（2）（略）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）<u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の職員</u></p> <p>（2）（略）</p>

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)

(4) 浜松市職員の定年等に関する条例(昭和58年浜松市条例第10号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) (略)

3 (略)

附 則

5 旧県費負担職員が整備法施行日前に職員の分限に関する条例(昭和28年静岡県条例第33号)第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、整備法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合(整備法施行日以後に浜松市職員の分限に関する条例(昭和26年浜松市条例第71号)附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第2条各号のいずれかに該当して休職にされる場合を含む。)における第2条第2項第5号の規定の適用については、同号中「又は同法」とあるのは、「職員の分限に関する条例(昭和28年静岡県条例第33号)第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、かつ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)

(4) 浜松市職員の定年等に関する条例(昭和58年浜松市条例第10号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(6) (略)

3 (略)

附 則

5 旧県費負担職員が整備法施行日前に職員の分限に関する条例(昭和28年静岡県条例第33号)第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、整備法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合(整備法施行日以後に浜松市職員の分限に関する条例(昭和26年浜松市条例第71号)附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第2条各号のいずれかに該当して休職にされる場合を含む。)における第2条第2項第6号の規定の適用については、同号中「又は同法」とあるのは、「職員の分限に関する条例(昭和28年静岡県条例第33号)第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、かつ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推

進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされ、若しくは浜松市職員の分限に関する条例（昭和26年浜松市条例第71号）附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、又は地方公務員法」とする。

進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされ、若しくは浜松市職員の分限に関する条例（昭和26年浜松市条例第71号）附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、又は地方公務員法」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年浜松市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4） 浜松市職員の定年等に関する条例（昭和58年浜松市条例第10号）第4条第1</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の職員</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 地方公務員法（<u>昭和25年法律第261号</u>）第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4） 浜松市職員の定年等に関する条例（昭和58年浜松市条例第10号。<u>以下「定年</u></p>

項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) (略)

附 則

6 旧県費負担職員が整備法施行日前に職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号）第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、整備法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合（整備法施行日以後に浜松市職員の分限に関する条例（昭和26年浜松市条例第71号）附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第2条各号のいずれかに該当して休職にされる場合を含む。）における第2条第2項第5号の規定の適用については、同号中「又は同法」とあるのは、「職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号）第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、かつ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされ、若しくは浜松市職員の分限に関する条例（昭和26年浜松市条例第71号）附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関

条例」という。）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(6) (略)

附 則

6 旧県費負担職員が整備法施行日前に職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号）第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、整備法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合（整備法施行日以後に浜松市職員の分限に関する条例（昭和26年浜松市条例第71号）附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第2条各号のいずれかに該当して休職にされる場合を含む。）における第2条第2項第6号の規定の適用については、同号中「又は同法」とあるのは、「職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号）第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、かつ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされ、若しくは浜松市職員の分限に関する条例（昭和26年浜松市条例第71号）附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関

する条例第2条各号のいずれかに該当して 休職にされ、又は地方公務員法」とする。	する条例第2条各号のいずれかに該当して 休職にされ、又は地方公務員法」とする。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 浜松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の再任用に関する条例の廃止)

第5条 浜松市職員の再任用に関する条例（平成14年浜松市条例第34号）は、廃止する。

(浜松市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 浜松市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年浜松市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例（令和元年浜松市条例第22号）第2条第1項に規定する基本報酬の額）の10分の1以下を減じるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける</u>給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例（令和元年浜松市条例第22号）第2条第1項に規定する基本報酬の額）の10</p>

分の1以下を減じるものとする。この場合において、その減じる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第7条 浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年浜松市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、<u>同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員に</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務</p>

については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該勤務所の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超え

職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該勤務所の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、

<p>ない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次休暇）</p> <p>第12条 年次休暇は、毎年1月1日からその年の12月31日までの期間につき20日（<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次休暇）</p> <p>第12条 年次休暇は、毎年1月1日からその年の12月31日までの期間につき20日（<u>育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。</p> <p>2～5 （略）</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 浜松市職員の定年等に関する条例（昭和58年浜松市条例第10号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 浜松市職員の定年等に関する条例（昭和58年浜松市条例第10号。<u>以下「定年条例」という。</u>）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める</u></p>

(3) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 浜松市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例等の特例)

第7条の7 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	(略)	
第4条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第5条第2項及び第3項	(略)	
第12条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)
第15条第1項	(略)	
第15条第3項	前項	浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号。以下「育児休業条例」という。）第7条の7第1項

職員

(4) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例等の特例)

第7条の7 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	(略)	
第5条第2項及び第3項	(略)	
第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
第15条第1項	(略)	

第15条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例</u> 第7条の7第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)		

第15条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）</u> 第7条の7第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)		

2 育児短時間勤務をしている職員についての教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる教育職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 育児短時間勤務をしている職員についての教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる教育職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条	(略)	
第6条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第7条第2項及び第3項	(略)	
第17条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)
第24条第1項	(略)	
第24条第3項	前項	浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号。以下「 <u>育児休業条例</u> 」という。）第7条の7第2項
第24条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例</u> 第7条の7第2項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつ

第5条	(略)	
第7条第2項及び第3項	(略)	
第17条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
第24条第1項	(略)	
第24条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）</u> 第7条の7第2項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分

	ては、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)	

3 育児短時間勤務をしている職員についての浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成13年浜松市条例第37号)の規定の適用については、同条例第16条の見出し中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務をしている職員」と、同条中「再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員」とする。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第7条の13 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第12条	再任用短 (略)

	に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)	

3 育児短時間勤務をしている職員についての浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成13年浜松市条例第37号)の規定の適用については、同条例第16条の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務をしている職員」と、同条中「定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員」とする。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第7条の13 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第12条	定年前再 (略)

第2項第2号	時間勤務職員	
第15条第1項	(略)	
第15条第3項	前項	浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号。以下「育児休業条例」という。）第7条の13第1項
第15条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第7条の13第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第19条の3第2項	第13条の2及び第13条の3の規定は、再任用職員	(略)

2 任期付短時間勤務職員についての教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる教育職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第17条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)
第24条第1項	(略)	

第2項第2号	任用短時間勤務職員	
第15条第1項	(略)	
第15条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）第7条の13第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第19条の3第2項	第13条の2及び第13条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員	(略)

2 任期付短時間勤務職員についての教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる教育職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第17条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
第24条第1項	(略)	

第24条 第3項	前項	浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号。以下「育児休業条例」という。）第7条の13第2項
第24条 第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第7条の13第2項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第32条 第2項	第21条及び第22条の規定は、再任用職員	（略）

3 任期付短時間勤務職員についての浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、同条例第16条の見出し中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、同条中「再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。））」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規

第24条 第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）第7条の13第2項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第32条 第2項	第21条及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員	（略）

3 任期付短時間勤務職員についての浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、同条例第16条の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、同条中「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。））」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」とする。

定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」とする。

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）

附 則

1 (略)

2 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）

附 則

(施行期日)

1 (略)

(旧県費負担職員に係る経過措置)

2 (略)

(給与条例附則第18項及び教育職員給与条例附則第12項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

3 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第18項及び教育職員給与条例附則第12項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「に、勤務条件条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。

4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(再任用職員)の給料月額)</p> <p>第4条の2 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 職員が自己の都合若しくは再任用職員の任期の満了により退職し、不都合の行為により解職され、又は失職したときは、その日までの給料を支給し、それ以外の理由に</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員)の給料月額)</p> <p>第4条の2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 職員が自己の都合若しくは任期の満了により退職し、不都合の行為により解職され、又は失職したときは、その日までの給料を支給し、それ以外の理由により退職し、又</p>

より退職し、又は死亡したときは、その月末までの給料を支給する。

3・4 (略)

(通勤手当)

第12条 (略)

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき3万1,600円を超えない範囲内で、次に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額（再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス (略)

(3) (略)

3～8 (略)

(時間外勤務手当)

第15条 (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の

は死亡したときは、その月末までの給料を支給する。

3・4 (略)

(通勤手当)

第12条 (略)

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき3万1,600円を超えない範囲内で、次に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス (略)

(3) (略)

3～8 (略)

(時間外勤務手当)

第15条 (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の

150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（第6項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務を含み、勤務条件条例第3条第1項、第4条及び第9条第1項の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（第6項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係るものを除く。）に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4～6 （略）

（特定の職員についての適用除外）

第19条の3 （略）

2 第10条、第11条、第12条の2、第13条の2及び第13条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

（期末手当）

第20条 （略）

2 （略）

の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（第6項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務を含み、勤務条件条例第3条第1項、第4条及び第9条第1項の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（第6項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係るものを除く。）に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4～6 （略）

（特定の職員についての適用除外）

第19条の3 （略）

2 第10条、第11条、第12条の2、第13条の2及び第13条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（期末手当）

第20条 （略）

2 （略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

附 則

1.2 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に定める給料月額は、当該給料月額に、当該給料月額に100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生

3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

附 則

1.2 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に定める給料月額は、当該給料月額に、当該給料月額に100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生

じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。

1 5 (略)

1 6 旧県費負担職員でその者の受ける給料月額が、整備法施行日の前日において受けていた給料月額(平成30年3月31日までの間)にあっては、当該給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年静岡県条例第7号)附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額)に達しないこととなるものその他当該職員との権衡上必要があると認められる職員には、平成32年3月31日までの間、教育委員会の定めるところにより、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

1 7 旧県費負担職員に対する第11条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、平成30年3月31日までの間においては「100分の3.7」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「100分の3.35」とする。

1 8 旧県費負担職員でその者の受ける通勤手当の月額(附則第11項の規定の適用を受ける場合)にあっては、同項に規定する規

じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。この場合における附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

1 5 (略)

則で定める額を加算し、又は減額した額。
以下この項において同じ。)が、整備法施行日の前日における県給与条例の規定の例により算定した場合の通勤手当の額を教育委員会の定めるところにより同日における県給与条例第11条第6項に規定する支給単位期間の例により算定した月数で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)に達しないこととなるものその他当該職員との権衡上必要があると認められる職員には、平成30年3月31日までの間、教育委員会の定めるところにより、通勤手当の月額のほか、その差額に相当する額を通勤手当として支給する。

19 旧県費負担職員でその者の受ける住居手当の月額が、整備法施行日の前日における県給与条例の規定の例により算定した場合の住居手当の月額に達しないこととなるものその他当該職員との権衡上必要があると認められる職員には、平成30年3月31日までの間、教育委員会の定めるところにより、住居手当の月額のほか、その差額に相当する額を住居手当として支給する。

20・21 (略)

16・17 (略)

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第20項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額(附則第12項の規定により加算された額を

む。)に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 医療業務に従事する医師及び歯科医師

(2) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び定年前再任用短時間勤務職員

(3) 浜松市職員の定年等に関する条例(昭和58年浜松市条例第10号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

20 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額(附則第12項の規定により加算された

額を含む。)に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

2.1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額(附則第12項の規定により加算された額を含む。)を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額(附則第12項の規定により加算された額を含む。)と当該職員の受ける給料月額」とする。

2.2 附則第20項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であつて任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.3 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附

則第18項から前項までの規定の施行に
 必要な事項は、規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成13年浜松市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(再任用短時間勤務職員への支給額の特例)	(定年前再任用短時間勤務職員への支給額の特例)
第16条 再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)に支給される特殊勤務手当(その額が月額をもって定められているものに限る。)の額は、第5条の規定にかかわらず、同条に定める特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、規則で定める。	第16条 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)に支給される特殊勤務手当(その額が月額をもって定められているものに限る。)の額は、第5条の規定にかかわらず、同条に定める特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 浜松市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年浜松市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(常時勤務を要する職員及び短時間勤務職員の給与の種類)	(常時勤務を要する職員及び短時間勤務職員の給与の種類)
第2条 技能労務職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものの給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 技能労務職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものの給与の種類は、給料及び手当とする。
2・3 (略)	2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員退職手当支給条例の一部改正)

第12条 浜松市職員退職手当支給条例(昭和38年浜松市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準じるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の</u></p>

5～17 (略)

附 則

(平成34年3月31日以前に退職した職員に対する退職手当の支給の特例)

17 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定す
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則
る厚生労働省令で定める理由により就職が
第5条第1項に規定する地域内に居住し、か
困難な者であって、同法第24条の2第1項
つ、市長が同法第24条の2第1項に規定す
第2号に掲げる者に相当する者として規則
る指導基準に照らして再就職を促進するた
で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規

実施期間（当該実施期間の日数が4年から
第1項及びこの項の規定により算定される
期間の日数を除いた日数を超える場合にお
ける当該超える日数を除く。）は、第1項
及びこの項の規定による期間に算入しな
い。

5～17 (略)

附 則

(令和7年3月31日以前に退職した職員
に対する退職手当の支給の特例)

17 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定す
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則
る厚生労働省令で定める理由により就職が
第5条第1項に規定する地域内に居住し、か
困難な者であって、同法第24条の2第1項
つ、市長が同法第24条の2第1項に規定す
第2号に掲げる者に相当する者として規則
る指導基準に照らして再就職を促進するた
で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規

<p>めに必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促進する職業指導を行うことが適当であると認めるために必要な職業安定法第4条第4項にめたもの（アに掲げる者を除く。）</p> <p>規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの 」とする。</p>	<p>めに必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促進する職業指導を行うことが適当であると認めるために必要な職業安定法第4条第4項にめたもの（アに掲げる者を除く。）</p> <p>規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの 」とする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第13条 浜松市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移</p>

<p>転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p>	<p>転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第14条 浜松市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号。以下「給与条例」という。）又は浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号。以下「教育職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号。以下「給与条例」という。）又は浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号。以下「教育職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及</p>

び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(法第28条の2第1項の規定により退職した者(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務所の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 25年以上勤続して退職した者(法第28条の2第1項の規定により退職した者(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来

び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(法第28条の6第1項の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務所の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 25年以上勤続して退職した者(法第28条の6第1項の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来

により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務所の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項に規定する者(法第28条の2第1項の規定により退職した者(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者(その者の非違によることなく勸奨を受けて定年退職日(浜松市職員の定年等に関する条例(昭和58年浜松市条例第10号)第2条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)から1年前までに退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを含む。)であっ

により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務所の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項に規定する者(法第28条の6第1項の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者(その者の非違によることなく勸奨を受けて定年退職日(浜松市職員の定年等に関する条例(昭和58年浜松市条例第10号)第2条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)から1年前までに退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを含む。)であっ

て、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(退職手当の調整額)

第7条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公

て、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(退職手当の調整額)

第7条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公

社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準じる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) (略)

2～5 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継

社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準じる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第9条第4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) (略)

2～5 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継

した者)に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた

した者)に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた

者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第23条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る

者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第23条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る

退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2～4 （略）

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由とし

退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2～4 （略）

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する

て、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

（退職手当の基本額に係る特例）

7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の4第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。

8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。

21 （略）

免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

（退職手当の基本額に係る特例）

7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第22項から第28項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の4第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。

8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第24項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第23項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。

21 （略）

（定年の引上げに伴う経過措置）

22 当分の間、第4条第1項の規定は、

1 1年以上25年未満の期間勤続した者（医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第22項」とする。

2 3 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者（医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第23項」とする。

2 4 給与条例附則第18項及び教育職員給与条例附則第12項の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

2 5 当分の間、第4条第1項及び第5条第1項に規定する者（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）、法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者を除

き、医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く者であって、退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。)に対する第5条の3及び第7条の2の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、「6月」とあるのは「零月（規則で定める者にあつては、6月）」と、「定年退職日(浜松市職員の定年等に関する条例(昭和58年浜松市条例第10号)第2条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)」とあるのは「60歳に達する日以後における最初の3月31日」と、同条の表及び第7条の2の表中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

26 当分の間、第4条第1項及び第5条第1項に規定する者（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）を除き、医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。)に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」と、「20年を」とあるのは「15年を」とする。

27 当分の間、法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く者が60歳に達する日前に退

職したときにおける第5条の3及び第7条の2の規定の適用については、附則第10項の規定にかかわらず、第5条の3の表及び第7条の2の表中「100分の3（当該年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

28 当分の間、法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の2の規定の適用については、附則第10項の規定にかかわらず、第5条の3の表及び第7条の2の表中「100分の3（当該年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第15条 浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年浜松市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類)	(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 （略）

（給与の減額）

第16条 （略）

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（再任用職員等についての適用除外）

第17条の3 第5条、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

2 （略）

附 則

1 （略）

2 （略）

3 （略）

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 （略）

（給与の減額）

第16条 （略）

2 職員が部分休業（当該職員が高年齢であること又は当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育することを理由として1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第17条の3 第5条、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 （略）

附 則

（施行期日）

1 （略）

（給料の半減）

2 （略）

3 （略）

（給料月額の特例）

	<p>4 <u>職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の規定の例により管理者が定める。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第16条 浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（<u>再任用職員</u>の給料月額）</p> <p>第6条 地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員</u>の項に掲げる給料月額のうち、<u>その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>2 <u>再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第9条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の給料月額）</p> <p>第6条 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員</u>の項に掲げる給料月額のうち、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員</u>の属する職務の級に応じた額<u>に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第9条 （略）</p>

2 職員が自己の都合若しくは再任用職員の任期の満了により退職し、不都合の行為により解職され、又は失職したときは、その日までの給料を支給し、それ以外の理由により退職し、又は死亡したときは、その月末までの給料を支給する。

3・4 (略)

(通勤手当)

第17条 (略)

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき3万1,600円を超えない範囲内で、次に掲げる職員の区分に応じて教育委員会規則で定める額 (再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

3～8 (略)

(時間外勤務手当)

第24条 (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間

2 職員が自己の都合若しくは任期の満了により退職し、不都合の行為により解職され、又は失職したときは、その日までの給料を支給し、それ以外の理由により退職し、又は死亡したときは、その月末までの給料を支給する。

3・4 (略)

(通勤手当)

第17条 (略)

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき3万1,600円を超えない範囲内で、次に掲げる職員の区分に応じて教育委員会規則で定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

3～8 (略)

(時間外勤務手当)

第24条 (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間

との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（第6項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務を含み、勤務条件条例第3条第1項、第4条及び第9条第1項の規定に基づく週休日における勤務のうち教育委員会規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（第6項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係るものを除く。）に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4～6 （略）

（特定の職員についての適用除外）

第32条 （略）

- 2 第13条、第14条、第18条、第21条及び第22条の規定は、再任用職員には適用しない。

務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（第6項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務を含み、勤務条件条例第3条第1項、第4条及び第9条第1項の規定に基づく週休日における勤務のうち教育委員会規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（第6項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係るものを除く。）に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4～6 （略）

（特定の職員についての適用除外）

第32条 （略）

- 2 第13条、第14条、第18条、第21条及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第33条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第37条 (略)

(期末手当)

第33条 (略)

2 (略)

3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第37条 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、教育委員会規則で定める。

3 (略)

附 則

4 (略)

5 旧県費負担職員でその者の受ける給料月額が、整備法施行日の前日において受けていた給料月額(平成30年3月31日までの間にあつては、当該給料月額と静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年静岡県条例第8号)附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額)に達しないこととなるものその他当該職員との権衡上必要があると認められる職員には、平成32年3月31日までの間、教育委員会の定めるところにより、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料を支給される職員に関する浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年浜松市条例第59号)第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職員給与条例附則第5項の規定による給料の額との合計額」とする。

7 旧県費負担職員が整備法施行日前に職員の分限に関する条例(昭和28年静岡県条例第33号)第2条各号のいずれかに掲げる理由に該当して休職にされ、整備法附則第3条

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、教育委員会規則で定める。

3 (略)

附 則

4 (略)

5 旧県費負担職員が整備法施行日前に職員の分限に関する条例(昭和28年静岡県条例第33号)第2条各号のいずれかに掲げる理由に該当して休職にされ、整備法附則第3条

第2項の規定によりなお従前の例によることとされたとき(整備法施行日以後に浜松市職員の分限に関する条例(昭和26年浜松市条例第71号)附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第2条各号のいずれかに掲げる理由に該当して休職にされたときを含む。)は、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。この場合においては、第12条第6項中「又は第3項」とあるのは、「若しくは第3項又は附則第7項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

8 旧県費負担職員に対する第15条第2項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、平成30年3月31日までの間においては「100分の3.7」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「100分の3.35」とする。

9 旧県費負担職員でその者の受ける通勤手当の月額(附則第17項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する教育委員会規則で定める額を加算し、又は減額した額。以下この項において同じ。)が、整備法施行日の前日における県給与条例の規定の例により算定した場合の通勤手当の額を教育委員会の定めるところにより同日における県給与条例第12条第6項に規定する支給単位期間の例により算定した月数で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)に達しないこ

第2項の規定によりなお従前の例によることとされたとき(整備法施行日以後に浜松市職員の分限に関する条例(昭和26年浜松市条例第71号)附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第2条各号のいずれかに掲げる理由に該当して休職にされたときを含む。)は、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。この場合においては、第12条第6項中「又は第3項」とあるのは、「若しくは第3項又は附則第5項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

ととなるものその他当該職員との権衡上必要があると認められる職員には、平成30年3月31日までの間、教育委員会の定めるところにより、通勤手当の月額のほか、その差額に相当する額を通勤手当として支給する。

10 旧県費負担職員でその者の受ける住居手当の月額が、整備法施行日の前日における県給与条例の規定の例により算定した場合の住居手当の月額に達しないこととなるものその他当該職員との権衡上必要があると認められる職員には、平成30年3月31日までの間、教育委員会の定めるところにより、住居手当の月額のほか、その差額に相当する額を住居手当として支給する。

11 旧県費負担職員に対する附則第16項の規定の適用については、同項中「平成31年3月31日」とあるのは、「平成32年3月31日」とする。

12 旧県費負担職員に対する附則第18項の規定の適用については、同項中「当該療養のための私傷病休暇」とあるのは、「当該療養のための私傷病休暇(勤務条件条例附則第7項の規定により勤務条件条例第14条の規定によりされたものとみなされた承認に係る私傷病休暇を除く。)」とする。

(旧教育職給料表適用職員等に係る経過措置)

13 整備法施行日の前日において、県費負担教職員に係る権限移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年浜松市条例第36号)第12条の規定による改正前の浜松市職員の給与に関する条例(以下この項において「旧給与条例」という。)別表第2の教

6 旧県費負担職員に対する附則第9項の規定の適用については、同項中「当該療養のための私傷病休暇」とあるのは、「当該療養のための私傷病休暇(勤務条件条例附則第7項の規定により勤務条件条例第14条の規定によりされたものとみなされた承認に係る私傷病休暇を除く。)」とする。

(旧教育職給料表適用職員等に係る経過措置)

7 整備法施行日の前日において、県費負担教職員に係る権限移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年浜松市条例第36号)第12条の規定による改正前の浜松市職員の給与に関する条例(以下この項において「旧給与条例」という。)別表第2の教育職

育職給料表の適用を受けていた者で、整備法施行日に高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員となるもの（以下「旧教育職給料表適用職員」という。）について、整備法施行日前に旧給与条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

1 4 旧教育職給料表適用職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員のうち浜松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年浜松市条例第5号)附則第6項から第8項までに規定する職員に相当すると教育委員会が認めるものには、これらの規定の例により給料を支給する。

1 5 前項の規定による給料を支給される職員に関する浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職員給与条例附則第14項の規定による給料の額との合計額」とする。

(昇給に関する特例)

1 6 平成31年3月31日までの間における第7条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「にあつては、3号給」とあるのは「(55歳を超える職員を除く。)にあつては3号給、55歳を超える職員にあつては2号給」と、同条第3項中「55歳」とあるのは「57歳」とする。

1 7～1 9 (略)

(給料月額の特例)

2 0 当分の間、別表第1及び別表第2の規定

給料表の適用を受けていた者で、整備法施行日に高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員となるものについて、整備法施行日前に旧給与条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

8～1 0 (略)

(給料月額の特例)

1 1 当分の間、別表第1及び別表第2の規定

の適用については、これらの規定に定める給料月額は、当該給料月額に、当該給料月額に100分の1.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

の適用については、これらの規定に定める給料月額は、当該給料月額に、当該給料月額に100分の1.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。
この場合における次項及び附則第14項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

1.2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額（前項の規定により加算された額を含む。）に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

1.3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により始期を定めて任用される職員及び定年前再任用短時間勤務職員

(2) 浜松市職員の定年等に関する条例（昭和58年浜松市条例第10号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第

2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

1.4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額（附則第11項の規定により加算された額を含む。）に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1.5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における

最高の号給の給料月額(附則第11項の規定により加算された額を含む。)を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額(附則第11項の規定により加算された額を含む。)と当該職員の受ける給料月額」とする。

1.6 附則第14項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.7 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員に関する浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年浜松市条例第59号)第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職員給与条例附則第14項又は附則第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

1.8 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第17条 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年浜松市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 小学校、中学校又は高等学校に勤務する校長、教員(講師にあつては、常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員のうちその属する職務の級が教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の1級、2級若しくは特2級であるもの又は教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の1級若しくは2級であるものには、その者の給料月額(その者が教育職員給与条例附則第18項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減じられた給料月額)の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第6条の2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 小学校、中学校又は高等学校に勤務する校長、教員(講師にあつては、常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員のうちその属する職務の級が教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の1級、2級若しくは特2級であるもの又は教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の1級若しくは2級であるものには、その者の給料月額(その者が教育職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減じられた給料月額)の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第6条の2 (略)</p>

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均して1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1箇月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条及び次条において同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分（勤務条件条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い教育委員会が定めた時間、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定めた時間、同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で教育委員会が定めた時間）となるよう勤務時間を割り振らなければならない。

3～6 （略）

附 則

2 教育職員給与条例附則第7項の規定による給与が支給される教育職員に対する第4条第1号の規定の適用については、同号中「第36条」とあるのは、「第36条並びに附則第7項」とする。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均して1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1箇月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条及び次条において同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分（勤務条件条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い教育委員会が定めた時間、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定めた時間、同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で教育委員会が定めた時間）となるよう勤務時間を割り振らなければならない。

3～6 （略）

附 則

2 教育職員給与条例附則第5項の規定による給与が支給される教育職員に対する第4条第1号の規定の適用については、同号中「第36条」とあるのは、「第36条並びに附則第5項」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第12条並びに附則第9条及び附則第17条第1項の規定 公布の日
- (2) 第13条の規定 令和4年10月1日
(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の浜松市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の浜松市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年。以下この項において同じ。）を超える職並びにこれに相当する基準日以後に新たに設置された職及び基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員（当該基準日以後に新たに設置された職及び基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、これらの職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日におけるこれらの職に係る新定年条例定年に達している職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、65歳に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は令和3年改正法附則第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は令和3年改正法附則第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条又は附則第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職並びにこれに相当する基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職（以下この条においてこれらを「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する60歳以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、これらの短時間勤務の職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日におけるこれらの短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、これらの短時間勤務の職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日におけるこれらの短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、60歳とする。

(浜松市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。）を除く。）に対する第2条の規定による改正後の浜松市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（以下「新公益的法人派遣条例」という。）第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「常勤の職員」とあるのは、「常勤の職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は同法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

2 令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員は、新公益的法人派遣条例第2条第2項第4号に掲げる職員とみなして、同項の規定を適用する。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第3条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(以下「新外国派遣条例」という。)第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「常勤の職員」とあるのは、「常勤の職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は同法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

2 令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員は、新外国派遣条例第2条第2項第4号に掲げる職員とみなして、同項の規定を適用する。
(浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。
(浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員は、第8条の規定による改正後の浜松市職員の育児休業等に関する条例第2条第2号及び第7条の2第2号に掲げる職員とみなして、同条例第2条及び第7条の2の規定を適用する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)に対する附則第15条第1項及び附則第20条第1項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「に、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。

3 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
(浜松市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第9条の規定による改正後の浜松市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第18項から第23項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第15条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）の給料月額を、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「勤務条件条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条の3第2項、第20条第3項及び第21条第2項の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条第2項第2号及び第15条第2項の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、第10条の規定による改正後の浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例第16条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（浜松市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 第12条の規定による改正後の浜松市職員退職手当支給条例第16条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準じるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用し、同日前に同項の事業を開始した職員その他これに準じるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者については、なお従前の例による。

2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第14条の規定による改正後の浜松市職員退職手当支給条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「要するもの（）」とあるのは、「要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は同法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 暫定再任用職員は、第15条の規定による改正後の浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条の3第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 第16条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する条例（以下「新教育職員給与条例」という。）附則第12項から第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第20条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新教育職員給与条例第6条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新教育職員給与条例第4条第1項に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新教育職員給与条例第4条第1項に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新教育職員給与条例第32条第2項、第33条第3項、第36条第2項及び第37条第2項の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新教育職員給与条例第17条第2項第2号及び第24条第2項の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 暫定再任用短時間勤務職員は、第17条の規定による改正後の浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例第6条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第 89 号 議 案

令和 4年 9月 6日 提 出

浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、<u>2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き職員として採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き職員として採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p>

1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続き職員として採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き職員として採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を

育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き職員として採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達

日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き職員として採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) (略)

当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6)・(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き職員として採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続き職員として採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第3条第5号の規定により計画の申出をした職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

第 90 号 議 案

令和 4年 9月 6日 提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <p>土木・建築 (1)～(75) (略)</p> <p>(76) <u>長期優良住宅建築等計画認定の申請（新築の場合に限るものとし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）</u> ア・イ (略)</p> <p>(77) <u>長期優良住宅建築等計画認定の申請（増築又は改築の場合に限るものとし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）</u> ア・イ (略)</p> <p>(78) <u>長期優良住宅建築等計画認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合に限る。）</u> 次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略)</p> <p>(79) <u>長期優良住宅建築等計画変更認定の申請（新築の場合に限るものとし、当該変更が軽微なものであると市長が認める場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）</u> ア・イ (略)</p> <p>(80) <u>長期優良住宅建築等計画変更認定の申請（増築又は改築の場合に限るものとし、当該変更が軽微なものであると市長が認める場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う</u></p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <p>土木・建築 (1)～(75) (略)</p> <p>(76) <u>長期優良住宅建築等計画（新築に係るもの限り、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出に係るものを除く。）の認定の申請</u> ア・イ (略)</p> <p>(77) <u>長期優良住宅建築等計画（増築又は改築に係るもの限り、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出に係るものを除く。）又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請</u> ア・イ (略)</p> <p>(78) <u>長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出に係るものに限る。）の認定の申請</u> 次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略)</p> <p>(79) <u>長期優良住宅建築等計画（新築に係るもの限り、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出に係るものを除く。）の変更認定の申請（当該変更が軽微なものであると市長が認める場合を除く。）</u> ア・イ (略)</p> <p>(80) <u>長期優良住宅建築等計画（増築又は改築に係るもの限り、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出に係るものを除く。）又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定の申請（当該変更が</u></p>

<p>場合を除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(81) <u>長期優良住宅建築等計画変更認定の申請</u>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出<u>を行う場合</u>に限る。)</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(82)～(106) (略)</p>	<p>軽微なものであると市長が認める場合を除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(81) <u>長期優良住宅建築等計画</u>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出に係るものに限る。) <u>の変更認定の申請</u></p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(82)～(106) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

第 91 号 議 案

令和 4年 9月 6日 提 出

浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

浜松市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

浜松市民生委員の定数を定める条例（平成26年浜松市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数は、 <u>1, 345</u> 人とする。	民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数は、 <u>1, 347</u> 人とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

第 92 号 議 案

令和 4年 9月 6日 提 出

浜松市都市公園条例の一部改正について

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例

浜松市都市公園条例（昭和37年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（回数利用券の発行）</u></p> <p><u>第10条の2 市長は、動物園の利用（団体による利用を除く。）をしようとする者の利便を図るため、回数利用券を発行することができる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する回数利用券は、11券片とし、その額は、1券片の額に10を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（定期利用券の発行）</p> <p>第10条の3 （略）</p> <p>2 前項に規定する定期利用券の額は、年額<u>830円</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（使用料の納付）</p> <p>第11条 第10条第1項及び第2項に規定する使用料は、利用する日前において市長が指定する日までに（一般利用及び動物園の利用の場合にあっては利用の際、駐車場の利用の場合にあっては自動車を出場させる際）納付しなければならない。ただし、<u>回数利用券又は定期利用券による場合、規則で定める場合</u>その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>別表第3（第10条・第29条関係）</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 舘山寺総合公園</p> <p>（1）動物園</p>	<p><u>第10条の2 削除</u></p> <p>（定期利用券の発行）</p> <p>第10条の3 （略）</p> <p>2 前項に規定する定期利用券の額は、年額<u>1,500円</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（使用料の納付）</p> <p>第11条 第10条第1項及び第2項に規定する使用料は、利用する日前において市長が指定する日までに（一般利用及び動物園の利用の場合にあっては利用の際、駐車場の利用の場合にあっては自動車を出場させる際）納付しなければならない。ただし、<u>定期利用券による場合、規則で定める場合</u>その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>別表第3（第10条・第29条関係）</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 舘山寺総合公園</p> <p>（1）動物園</p>

区分			金額
個人			1人1回につき 410円
団体	一般	30人以上	(略)
		100人以上	(略)
		300人以上	(略)
	高等学校の生徒（これに準じる者を含む。）	30人以上	(略)
備考			
1 (略)			
2 共通入場券の額のうち動物園の利用に係るものは、 <u>260円</u> とする。			
3 (略)			
(2)～(4) (略)			
8～19 (略)			

区分			金額
個人			1人1回につき 500円
団体	一般	30人以上	(略)
		100人以上	(略)
		300人以上	(略)
	高等学校の生徒（これに準じる者を含む。）	30人以上	(略)
備考			
1 (略)			
2 共通入場券の額のうち動物園の利用に係るものは、 <u>350円</u> とする。			
3 (略)			
(2)～(4) (略)			
8～19 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の第10条の2第1項の規定により発行されている回数利用券にあっては、この条例の施行の日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

第 93 号 議 案

令和 4年 9月 6日 提 出

浜松市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

浜松市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、浜松市職員勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年浜松市条例第21号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日につき2時間を超えない範囲内で行うものとする。

2 前項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、60歳に達する日後の最初の4月1日以後であって任命権者が定める日とする。

3 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与の取扱い)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号。以下「給与条例」という。）第14条第1項又は浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号。以下「教育職員給与条例」という。）第23条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条又は教育職員給与条例第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額（これらの規定の適用を受けない職員にあつては、これに相当する額）を減額して支給する。

(高齢者部分休業をした職員についての退職手当条例の特例)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない期間の2分の1に相当する期間を浜松市職員退職手当支給条例（昭和38年浜松市条例第2号）第9条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び浜松市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年浜松市条例第 号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び浜松市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認に係る時間をいう。以下同じ。）を

短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定による承認（当該承認に係る申請において示した日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日であるものに限る。）は、施行日前においても、第2条の規定の例により行うことができる。

第 94 号 議 案

令和 4年 9月 6日 提 出

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

浜松市長 鈴 木 康 友

- 1 浜松市北区細江町気賀字下気賀 9 7 3 8 の 8、9 8 0 7 の 6 及び 9 8 0 7 の 7 の地先
1 2 0 . 5 1 平方メートル

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

浜松市長 鈴 木 康 友

1 北区細江町気賀字下気賀に編入する区域

浜松市北区細江町気賀字下気賀 9 7 3 8 の 8、9 8 0 7 の 6 及び 9 8 0 7 の 7 の地先
1 2 0 . 5 1 平方メートル

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
消防ポンプ 自動車 (CD-I 型) 2台	・シャシ 3t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ	40,920,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市東区 和田町701番地 株式会社日本防火 研究所 代表取締役 市川 智也

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
消防ポンプ 自動車 (CD-I 型CAFS) 2台	<ul style="list-style-type: none"> ・シャシ 3t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・水槽 600ℓ ・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 (CAFS) 	93,038,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株 式会社 代表取締役 中村 朋行

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
支援車 (Ⅱ型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ シヤシ 5.5 t 級 シングルキャビン ・ 特殊ぎ装 コンテナ脱着装置 (グランデッカー) 箱型コンテナ2つ 	80,740,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株 式会社 代表取締役 中村 朋行

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
高規格救急 自動車 4 台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駆動方式 4WD ・ エンジン総排気量 2,400cc以上 ・ 変速装置 電子制御式4速オー トマチック以上 ・ 乗車定員 7人以上 	74,800,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市南区 寺脇町738番地 静岡トヨタ自動車 株式会社 法人営業部法人営 業3課 部長 原田 兆啓

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
小型動力ポンプ付積載車4台	<ul style="list-style-type: none"> ・シャシ 1.25 t 級 ダブルキャビン付 シャシ ・B-3 級可搬式消防ポンプ 	52,030,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市東区 植松町1460番地の 28 旭産業株式会社 浜松営業所 所長 木下 滋仁

令和 3 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度浜松市病院事業会計（医療センター）未処分利益剰余金 6, 214, 863, 361 円のうち 293, 000, 000 円を減債積立金に、468, 500, 000 円を建設改良積立金に、468, 500, 000 円を資産管理積立金にそれぞれ積立て、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 鈴木 康 友

1 当年度未処分利益剰余金	6, 214, 863, 361 円
2 利益剰余金処分量	1, 230, 000, 000 円
(1) 減債積立金	293, 000, 000 円
(2) 建設改良積立金	468, 500, 000 円
(3) 資産管理積立金	468, 500, 000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	4, 984, 863, 361 円

令和 3 年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 5 7 1, 4 5 8, 6 2 3 円のうち 2 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積立て、1, 3 4 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組入れ、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 鈴 木 康 友

1 当年度未処分利益剰余金	1, 5 7 1, 4 5 8, 6 2 3 円
2 利益剰余金処分別	1, 5 7 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(1) 減債積立金	2 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(2) 資本金	1, 3 4 0, 0 0 0, 0 0 0 円
3 翌年度繰越利益剰余金	1, 4 5 8, 6 2 3 円

令和 3 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金 4, 2 4 2, 8 3 2, 8 2 8 円のうち 2, 1 4 0, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積立て、2, 1 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組入れ、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 鈴 木 康 友

1 当年度未処分利益剰余金	4, 2 4 2, 8 3 2, 8 2 8 円
2 利益剰余金処分別	4, 2 4 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(1) 減債積立金	2, 1 4 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(2) 資本金	2, 1 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
3 翌年度繰越利益剰余金	2, 8 3 2, 8 2 8 円

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故にかかる和解及び損害賠償の額並びに賃料請求事件にかかる和解に代わる決定について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
15	令和4年 6月2日	和 解 442,645円	浜松市浜北区 横須賀 A氏	令和4年 4月4日	浜松市天竜区 水窪町地頭方2025 番地の6地先 物損事故
事故の状況		午後4時00分頃、相手方車両が市道水窪白倉川線を北進中、山側法面からの落石により車両底部を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市100%			
対 策		令和4年4月 落石注意看板設置。 令和4年5月 落石発生箇所に防護柵設置完了。			

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
16	令和4年 6月16日	和 解 447,382円	浜松市中区 布橋三丁目 B氏	令和4年 1月25日	浜松市南区 東若林町113番地 の2 交通事故（人身）
	<p>事故の状況 午後0時38分頃、セブンイレブン浜松東若林店の駐車場内において、公用車で後進した際、公用車の右側後部が後続の相手方車両の左側前部に接触し、相手方が負傷した人身事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。また、標語を作成して課内に掲示し、常に事故防止と安全運転の意識を徹底するようにした。</p>				
17	令和4年 5月26日	和 解 59,614円	浜松市浜北区 西美蘭 C氏	令和3年 12月21日	浜松市浜北区 西美蘭1446番地の 3地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後3時00分頃、公用車にて市道浜北西美蘭71号線を西進し、市道浜北西美蘭中央線との丁字路交差点を左折した際、公用車の左側後輪が相手方敷地の境界にあるブロック塀に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課員に対し公用車運転の注意点を改めて指導し、朝礼時に注意喚起を行うなど事故の再発防止を図った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
18	令和4年 6月2日	和 解 45,650円	浜松市中区 城北一丁目 D氏	令和4年 3月23日	浜松市中区 城北一丁目25番7 号 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前9時20分頃、訪問先の相手方駐車場内において公用車で後進した際、公用車右側面が駐車場内に設置されていた車止めポールに接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に厳重注意を行うとともに、課員へ事故状況を確認し再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。また、駐車時の周囲状況及び安全確認を徹底するように指導した。</p>				
19	令和4年 6月15日	和 解 93,500円	浜松市中区 元浜町166番地 株式会社平野興産 代表取締役 平野 弘	令和4年 1月6日	浜松市中区 山下町91番地 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後1時50分頃、訪問先の駐車場内において公用車で後進した際、公用車の後部がフェンスに接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ厳重注意を行うとともに、課内職員に事故防止を徹底するよう注意喚起を行った。また、事故を起こした職員が交通安全の標語を作成し、課内に掲示することで安全運転の徹底を図った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
20	令和4年 7月11日	和 解 11,180円	浜松市浜北区 於呂 E氏	令和4年 2月24日	浜松市浜北区 於呂499番3 交通事故（物損）
事故の状況		午後11時23分頃、消火活動のため、共同住宅駐車場内の防火水槽付近に消防車を移動する際、消防車の左側後部が駐車していた相手方車両の前面に接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市 100%			
対 策		事故を起こした職員に個別指導と嚴重注意を行うとともに、再発を防止するため、全署員に対して安全運転に関する研修を実施した。また、類似事例による事故防止の検証を行い、交通安全意識の高揚を図った。			
21	令和4年 8月4日	和 解 108,900円	浜松市浜北区 寺島 F氏	令和2年 12月4日	浜松市浜北区 寺島322番地の8地 先 交通事故（物損）
事故の状況		午後3時35分頃、公用車が市道浜北寺島42号線を東進中、県道小松笠井線に北西方向に左折して進入しようとした際、公用車の左側前部が相手方敷地内の生垣に接触し、生垣の一部を毀損させた物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課員に対し、交通事故防止に対する意識を徹底し、車両を運転する際の安全確認を指導した。			

物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
22	令和4年 7月27日	和解 146,080円	浜松市中区 佐藤一丁目 G氏	令和4年 5月6日	浜松市南区 江之島町1715番地 南清掃事業所内 物損事故
<p>事故の状況 午後3時50分頃、南清掃事業所内一般廃棄物自己搬入受取場所において、相手方が持ち込んだ一般廃棄物を塵芥車に積み込むため投入口回転板を作動させた際、投入口回転板により木片が跳ね上げられ、塵芥車後方に停車していた相手方車両の天井部等を損傷した物損事故である。</p>					

賃料請求事件

専 決		和解に代わる 決 定 の 額	相 手 方 の 住 所 ・ 氏 名	専決した内容 (和解に代わる決定への対応)
番号	年 月 日			
23	令和4年 6月17日	和解に代わる 決定 468,380円	浜松市中区 葵西四丁目 H氏	賃料請求事件において、次の条項のとおり、滞納住宅使用料の9か月分136,393円、滞納駐車場使用料の14か月分28,400円、滞納賃料相当損害金の6か月分303,587円の合計468,380円の支払義務があること及び分割して支払うこと等とする決定に異議を申し立てないこと。
<p>事件の概要 以下の物件について、市営住宅使用料、駐車場使用料及び賃料相当損害金の滞納者に対し、当該使用料等の支払いを求めて支払督促の申立てを行ったところ、相手方から異議申立てがされたため通常訴訟に移行した事件である。</p> <p>物件 市営住宅葵西四丁目団地C2棟305号室 駐車場 A-36区画</p> <p>決定の条項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相手方は、浜松市に対し、本件市営住宅の使用料等として468,380円を支払う義務があることを認める。 2 相手方は、浜松市に対し、前項の金員を次のとおり分割して、持参して支払う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年7月31日から令和5年9月30日まで毎月末日限り30,000円ずつ (2) 令和5年10月31日限り18,380円 3 相手方が前項の分割金の支払を2回以上怠り、その額が60,000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、残金を直ちに支払う。 4 浜松市と相手方は、浜松市と相手方の間には、本件市営住宅の使用料等に関し、本条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。 5 訴訟費用は各自の負担とする。 <p>参 考 民事訴訟法第275条の2第1項の規定による和解に代わる決定に対し、同条第3項の規定による異議を申し立てないことにより、同条第5項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する。</p>				

